**特別障害者手当のご案内**

　この手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づき、身体又は精神に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して支給される手当です。

**◇ 手当額**

月額　２９，５９０ 円　（令和７年4月改定）

　 ※ 手当額は物価スライド制で見直されることがあります。

**◇ 対象者**

20歳以上で、著しく重度の障がいがある方

　（障がい認定基準（１）から（５）のいずれかに該当する方）

　※ 本人・扶養義務者等の所得が限度額を超える場合、支給が停止されます。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象外となります**。

１　病院に3か月を越えて入院している方

　　 （介護老人保健施設、介護療養型医療施設は病院の扱いとなります。）

２　障害者支援施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等に入所している方

　 （有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム等は

入所に該当しません。）

　 ※ 特別障害者手当の特別障害者は、所得税法上の特別障害者と異なります。

**◇ 支給月**

　　年4回（5月、8月、11月、2月）、支払月の前月分までが支給されます。

**◇ 申請に必要なもの**

　① 認定請求書

　 ② 認定診断書（障がいの程度により省略できる場合があります）

**** ③ 障害者手帳（所持者のみ）

　 ④ 本人名義の通帳 又は キャッシュカード（写し）

⑤ マイナンバーカード又は通知カード（本人、配偶者、扶養義務者分）

　 ※①②は障がい福祉課または各地域振興局にあります。

**◇ 障がい認定基準**

　（１）表1の①から⑦のうち2つ以上に該当

　（２）表1の①から⑦のうち1つに該当し、かつ、表2の①から⑪のうち2つ以上に該当

　（３）表1の③から⑤のうち1つに該当し、かつ、表3が10点以上

　（４）精神の障がい（法施行令別表第1第9号）に該当し、かつ、表4が14点以上

　（５）身体の障がい（法施行令別表第1第8号）に該当し、かつ、表5の①に該当

表1

|  |  |
| --- | --- |
| ①    ②  ③  ④  ⑤  ⑥  ⑦ | 次に掲げる視覚障害  ・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの  ・一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの  ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの  ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの  両耳の聴力のレベルが100デシベル以上のもの  両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢のすべての指を欠くものまたは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するものを含む）  両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの  体幹の機能の障害により、座っていることができない程度または立ち上がることができない程度のもの  前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの  精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの |

表2

|  |  |
| --- | --- |
| ①  ②  ③  ④  ⑤  ⑥  ⑦  ⑧  ⑨  ⑩  ⑪ | 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの  両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの  平衡機能に極めて著しい障害を有するもの  そしゃく機能を失ったもの  音声または言語機能を失ったもの  両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの（両上肢のおや指およびひとさし指を欠くものを含む）  一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢のすべての指を欠くものまたは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの）  一下肢の機能を全廃したもの（一下肢を大腿の2分の1以上で欠くものを含む）  体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの  前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上であると認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの  精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの |

表3【日常生活動作評価表】

|  |  |
| --- | --- |
| 動　作 | |
| ①  ②  ③  ④  ⑤  ⑥  ⑦  ⑧ | タオルを絞る（水をきれる程度）  とじひもを結ぶ  かぶりシャツを着て脱ぐ  ワイシャツのボタンをとめる  座る（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する）  立ち上がる  片足で立つ  階段の昇降 |

表4【日常生活能力判定表】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 動作および行動の種類 | | | | |
| ①  ②  ③  ④  ⑤  ⑥  ⑦  ⑧ | 食事  用便（月経）の始末  衣服の着脱  簡単な買物  家族との会話  家族以外の者との会話  刃物・火の危険  戸外での危険から身を守る（交通事故） | ひとりでできる  ひとりでできる  ひとりでできる  ひとりでできる  通じる  通じる  わかる  守ることができる | 介助があればできる  介助があればできる  介助があればできる  介助があればできる  少しは通じる  少しは通じる  少しはわかる  不十分ながら守ることができる | できない  できない  できない  できない  通じない  通じない  わからない  守ることができない |

表5【安静度表】

|  |  |
| --- | --- |
| ①  ②  ③  ④  ⑤  ⑥  ⑦  ⑧ | 絶対安静  ベッド上の安静  必要時のみ室内歩行（30分以内）  室内歩行はよい（1時間以内）  一定時間内の屋外歩行はよい（1.5時間以内）  健康な人の2分の1程度の労働はよい  軽労働はよいが重労働は禁ずる。ただし、休憩時間は多くとる  疲れない程度の普通の生活 |



**◇ 所得制限限度額表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 扶養親族等の数 | 本人（受給資格者） | 配偶者・扶養義務者 |
| ０人 | 3,661,000円 | 6,287,000円 |
| １人 | 4,041,000円 | 6,536,000円 |
| ２人 | 4,421,000円 | 6,749,000円 |
| ３人 | 4,801,000円 | 6,962,000円 |
| ４人 | 5,181,000円 | 7,175,000円 |
| ５人 | 5,561,000円 | 7,388,000円 |
| 所得制限限度額に加算 | 老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円。  特定扶養親族または控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）1人につき25万円。 | 老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円。 |

**◇ 申請・お問い合わせ窓口**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 問い合わせ先 | 電話番号（0598） | FAX番号（0598） |
| 松阪市福祉事務所  障がい福祉課 | 53-4082 | 26-9113 |
| 嬉野地域振興局  地域住民課 | 48-3809 | 42-6220 |
| 三雲地域振興局  地域住民課 | 56-7910 | 56-5382 |
| 飯南地域振興局  地域住民課 | 32-2922 | 32-3771 |
| 飯高地域振興局  地域住民課 | 46-7112 | 46-1092 |